

◎新潟県告示第68号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

漁協	加入区の名称	区域
新潟	西蒲	新潟市西蒲区間瀬、五ヶ浜、角田浜、越前浜及び西区四ヶ郷屋の区域